

調達管理番号・案件名
25a00874_南部アフリカ地域スタートアップエコシステム強化

質問と回答は以下のとおりです。

2026年2月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)	<p>上記は、日本から海外C/P3社へ貴機構の指示の下、業務提供することから非課税扱いとしているのでしょうか。それとも海外渡航分だけ精算可能(全費目不課税)という整理でしょうか。</p> <p>また、本邦研修実施業務は別契約とのことです(特記資料所案P19)、こちらは課税取引という理解で相違ないでしょうか。その場合は、見積の作り方(例:本見積を2つ作り、本邦招へい研修は課税対象とする等)についてご教示ください。</p> <p>【ご参考】プロポーザル作成留意事項(P50)によると、業務量の目安50.26人月相当のうち、本邦研修に関する業務人月8.0を含むとありますが、この8.0人月に関しては不課税扱いとすることになりますでしょうか。</p> <p>この点、2026年4~5月を準備業務、2029年6~7月を整理業務と想定する中、不課税取引扱いとする論拠についてもご教示ください。</p>	<p>本邦研修実施業務を除き、本業務は専ら国外(相手国CP)での役務提供が想定されるため、消費税法上の国外取引として全費目が不課税扱いとなります。</p> <p>なお、本邦研修実施業務は全費目課税となります。</p> <p>プロポーザルの作成にあたって、見積を2種類作成する必要はなく、本邦研修に関する経費は公示の指示に従い定額計上(税抜)として積算下さい。(後の契約締結時に本体契約と本邦研修各自の見積書を作成し、後者については税額分を加算頂きます)</p> <p>また、本邦研修にかかる8.0人月は定額計上に含まれております、上述の通り課税対象となります。</p>
2	1	第1章 企画競争の手続き 1. 競争に対する事項 (○)について	<p>現在、応札を検討しております。入札説明書 第1章 規格競争の手続き 1(O)に記載の“消費税不課税取引”的扱いについて、質問させてください。</p> <p>弊社は日本国内に所在し、日本国内から役務を提供する予定でございますが、その場合でも、本案件は「消費税不課税取引」として取り扱うことが可能でしょうか。</p> <p>併せて、よろしければ以下についてもご教示いただけますと幸いです。</p> <p>本案件を「不課税」と整理されている理由・根拠(法令、通達、JICA内部規程など) 請求書に記載すべき税区分(課税/不課税)の指定の有無 同種案件における取扱い実績(差し支えない範囲)</p>	<p>本邦研修実施業務を除き、本業務は専ら国外(相手国CP)での役務提供が想定されるため、消費税法上の国外取引として不課税扱いとなります。</p> <p>従いまして、公示に記載の通り消費税は加算せずに積算をお願いいたします。</p>
3	1	(4)契約履行期間(予定):2026年4月~2029年7月 上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。	上記の記述に関して、契約履行期間の分割は、プロポーザル上は、どのように記載すれば良いでしょうか	特段の定めはございませんので、業務の実施方針等関連する項目の中で適宜ご提案ください。

4	3	なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。	上記のご記載を鑑みると、外国法人を共同企業体構成員とすることは問題ございませんか。	問題ございません。
5	4	見積の作成方法(本見積と別見積)	初步的な質問で恐縮ですが、人月単価積算と報酬上限金額の差分は、本見積り(一般業務費・再委託費用等)に充当の理解で良いでしょうか	あくまで上限額の範囲内で、事業実施にあたり必要な金額を過不足なく積算いただくようお願ひいたします。
6	8	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第2条 業務の背景	本案件において、SUエコシステムの強化が目的とありますが、最終的な成果や成功を評価する際に、具体的に重視する指標(例:政策文書提案、SU数、雇用創出、投資額)はありますでしょうか。	本事業における事後評価に用いる基本指標は、公示P27~44ページの各案件の案件概要表「8.今後の評価計画」に記載のとおりです。
7	11	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) (5)SUエコシステム強化に係る政策文書(案)策定	本案件で各国において想定されるアクションプランを含む政策文書は、各国の上位計画(Vision 2036等)、既存の国家戦略との整合性は、どの程度厳密に求められますか。	本事業において策定するアクションプランを含む政策文書は、各国の上位計画および国家戦略との整合性を確保することが望ましいものの、求められる整合性は「方向性レベル」で十分であり、各国の現実的な実装能力に基づいて立案することを想定しております。したがって、上位計画との施策レベルでの厳密な一致までは必ずしも必要ありません。
8	11	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) (5)SUエコシステム強化に係る政策文書(案)策定	策定ですが、本事業の中の定義を教えてください。例えば、C/Pと協議の上での政策文書の提案まで、もしくはC/P承認を得て政策文書の決定までがスコープでしょうか。	本事業における「策定」とは、C/Pとの協議・合意を経た政策文書(案)の作成までを指します。最終的な政府承認・公式決定はスコープ外ですが、政策文書(案)の検討段階において、将来的な政府承認・公式決定が円滑に進むよう、C/Pおよび関係省庁の適切な巻き込みを期待します。
9	11	第3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項(4)SUエコシステム調査(各国:成果1に関する活動)脚注7	ローカルコンサルタント再委託(南ア拠点・3人月想定)について、合理性がある場合、人月配分や拠点(例:南ア拠点ではなく、国別配置に切り替えるなど)の調整提案は可能でしょうか。	ローカルコンサルタントの現地再委託について、人月配分・拠点の調整提案は可能です。プロポーザルにて合理性等についてご説明をお願いします。
10	12	脚注9	「各パイロット事業は、各国で設定されたパイロット事業の定額計上の範囲内で実施可能な内容を提案する。」とあります。また、パイロット事業の一部として、定額計上予算をスタートアップへの投資資金として支出することは可能でしょうか。	パイロット事業を含む本件事業予算を、スタートアップへの投資資金とする事は出来ません。但し、パイロット事業において、例えばスタートアップのProof of Concept (PoC)にかかる業務として業務委託(再委託)することは考えられます。
11	12	脚注9	また、パイロット事業の定額計上予算から、スタートアップの実証事業にかかる実費(スタートアップの外部支出への補填)に支出することは可能でしょうか。	回答10及び12のとおりとなります。但し、「外部支出」の内容によっては、支出が認められない可能性がありますので、予めご承知おきください。

12	12	脚注9	また、パイロット事業の定額計上予算を費目間流用し、受注者が自らパイロット事業にかかるシステム等を開発する稼働(PM)に充てることは可能でしょうか。	パイロット事業は定額計上ではありますが、再委託契約での実施が前提ではありませんので、受注者による実施は可能です。その実施に係る人月(PM)は、見積には含めずに、契約後、システム等の開発の必要性が合意され、打合簿にて定額計上の内容及び予算額の確定を行う際に、支出費目の変更を行うことになります。
13	14	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) (6)パイロット事業の実施	広域パイロットにおいて、C/Pとの議論において挙がっている国・地域と対象数があればご教示いただけますでしょうか。「計画の対象」には南部アフリカ域内との記載もありますが、当該地域以外は対象不可となりますでしょうか	広域プロジェクトについては、公示P13に記載した国際イベントへの出展や、他国へのスタディーツアーが挙げられました。特にボツワナ・ジンバブエからは、南アフリカのスタートアップエコシステムとの接続へ要望がありました。「南部アフリカ域内」への展開については、本件対象国のスタートアップエコシステムの強化に資する活動であれば、3か国以外でも対象を検討することは可能です。(例: 南アフリカのスタートアップの市場拡大のための取組など)
14	14	第3条実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (10)日本企業との連携	「日本企業との連携可能性がある現地SUが存在しない国においては、日本企業連携実施は必須とはしない」との箇所につき、パイロットのみではなく、本邦研修も該当するという理解で間違いないか。	基本的には、本邦研修も同様の考え方を適用いたします。公示 P19 に記載の「本邦研修 2」では、各国スタートアップによる Sushi Tech Tokyoへの出展を想定しておりますが、実施時点において日本企業との連携可能性があるスタートアップが当該国に存在しない場合には、当該国からの本邦研修参加は原則として見合わせることを想定しております。その場合、本邦研修として計上されている定額計上予算については、パイロット事業や第三国出張等、プロジェクトアウトカム達成に資する他の活動に充当することが考えられます。他方で、公示P20 に記載の「国別研修の課題別研修上乗せ」は、行政官を対象としたものであり、本邦企業との連携可能性のあるスタートアップの有無に関わらず実施予定です。
15	15	(13)広報の強化	「ホームページ作成等の広報費用は定額計上とし、現地再委託を認める」とありますが、定額計上予算を流用し、受注者が自ら広報のためのWebツール等を作成する費用(PM)へ充てることは可能でしょうか。	広報費用は定額計上としておりますが、現地再委託を必須とするものではありません。したがって、受注者自身が広報のためのWebツール等を作成する場合、予めJICAと協議の上で、その合理性が認められれば、定額計上予算から流用することは可能です。
16	15	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) (6)他援助機関との連携	「広域での活動の一部は、アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ(AUDA-NEPAD)およびAUDA-NEPAD・JICA連携協力事業と連携し実施することを想定している」とあるが、貴機構にて現在想定されている連携についてご教示いただけますでしょうか	AUDA-NEPADとの共催でのセミナーやイベント、スタディツア等の実施、またAUDA-NEPADがJICAと共に実施している Home Grown Solutions (HGS) Acceleratorとの連携も一案として考えています。
17	16	第4条業務の内容 2.本業務に係る事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 【南アフリカ】	TWGの開催頻度はどれくらいを想定されているのか、ご教示下さい。	年2回程度を想定しています。

18	16	第4条業務の内容 2.本業務に係る事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 【南アフリカ】	TWGについては、南アフリカ共和国のみの開催で間違いないか。またその理由も教えていただきたい。	現時点では南アフリカのみを想定しています。理由は、①南アフリカのみに「活動4:SU関連の法律の改正・制定に関する提言」が含まれていること、また②ボツワナ・ジンバブエは、「アクションプラン案」の策定予定であるのに対し、南アフリカは「アクションプランを含む政策文書案」の策定を予定しており、①・②の活動に際し、スタートアップエコシステムの各アクターからのインプットが求められるため、TWGを設置することとしました。
19	17	第4条 業務の内容 ④成果4に関わる活動(活動4) 4-5 AUDA-NEPADとの協力を通じて、上記活動を他のアフリカ諸国へ展開することを支援する	他のアフリカ諸国へ展開とありますが、具体的にはどのようなことを想定していますか。本事業内でC/Pが何らかの具体的なアクションをとることを想定していますか。	南アフリカの活動4におけるスタートアップ関連法案への提言・分析結果・学びを、AUDA-NEPADのネットワーク等を通じて、ウェビナーなどの形でアフリカ域内に共有し、他国の政策形成に資するためのナレッジシェアリングを行うことを一案として考えています。その場合、各国C/Pは、ウェビナー等への参加(及び関係省庁の参加勧奨)は求められますが、C/Pが新たに他国に対して具体的な制度改正アクションを行うなどは想定しておりません。
20	19	第4条業務の内容 2.本業務に係る事項 (2)本邦研修	本邦研修での想定訪問都市はどれくらいを想定されているのか。	【本邦研修1】(公示P19) 参加者の属性やニーズによりますが、現時点では首都圏と地方一都市(例:大阪、京都、名古屋のいずれか)を想定しています。 【本邦研修2】(公示P19) 首都圏のみを想定しています。
21	50	2)渡航回数の目途	「延べ60回」とありますが、日本を出て3カ国を周遊して日本へ帰国するのが現実的と考えられます。この60回は、こうした旅程を延べ1回、それとも延べ3回のいずれとカウントしての想定でしょうか。	効率性の観点から、一回の渡航で複数国の渡航を期待いたします。その際、複数国を周遊する場合も、渡航回数は1回とカウントします。
22	52	・上限は、280,089,000円(税抜) ・約50.26人月 本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月8.0を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。 ・定額計上(106,981,000円(税抜))。 一方で、案件概要表の各3か国の総事業費を合計すると、約4.9億円となる(南ア1.6億円、ボツワナ1.7億円、ジンバブエ1.7億円)。 4.9億円(事業費) - 2.8億円(報酬上限) - 1.06億円(定額計上) = 約1.04億円	上記の差分、上限の約1億円は、JICA様自身の件費・渡航費・業務費等の予算、及びC/P側へのお支払い費用の想定と確認させて下さい。一般的に、コンサルタントの報酬・経費は、3種類あり、①本見積:報酬、②本見積:経費、③別見積(主に定額計上)と理解しております。 弊社想定:一般的に以下のインプットの総額と考えられますが相違ないでしょうか(下記はボツワナの例:特記仕様書P35)。 (5) インプット(投入) 1)日本側 ①調査団員派遣(合計約16.8人月): -業務主任者/スタートアップエコシステム構築 -エコシステム調査/強化 -連携促進 -プログラム(パイロット事業)立案・運営 ②本邦研修 ③ローカルコンサルタント 2)ボツワナ側 ①カウンターパート(C/P)スタッフの配置 ②調査団員の執務スペース ③本事業実施のための施設、現地経費	案件概要表における総事業費は4.9億円で間違いませんが、内訳は、南ア1.6億円、ボツワナ1.7億円、ジンバブエ1.5億円です。 約1億円の差分は、実施済の詳細計画策定調査のコンサルタント上に係る費用、課税対象費用の消費税分、本邦研修に係るJICA側の費用(C/P等の旅費、研修監理員の傭上)などが含まれます。更に、TICAD10を見据え、スタートアップ関連イベントの実施費用を確保しておりますが、同イベントの実施は本件業務には含みません。 また、インプットについては基本的にご理解のとおりですが、調査団構成はプロポーザルにおける活動内容によって、必要に応じて変更いただけます。また、3か国で共通する業務もあり、各國に振り分けることが難しい場合もあると思料しますので、各國の人月は目安としてお考えください。さらに、調査団(コンサルタントの皆様)の車両費や通信費、文房具等の消耗品等、活動に必要と思われる項目があれば、②本見積・経費に積算をお願いします。

23	53	定額計上の各「対象とする経費」における一部再委託の取扱	P.53の「(4)定額計上について」の表における1~3の「費用項目」において、「一部再委託も可」という記載があります。一方、P.50の「2. 業務実施上の条件(3)現地再委託」においては、パイロット事業の再委託に係る言及はありません。「一部再委託」については、どこまでの再委託が許容されるものでしょうか。	公示P.50の「2. 業務実施上の条件(3)現地再委託」では、当機構として現地再委託を想定しているものを記載しております(但し、現地再委託は必須ではありません)。一方、P.53の「(4)定額計上について」は、当機構としては、受注者様による実施を想定しつつ、提案内容によっては、現地再委託も認めるというものです。
----	----	-----------------------------	--	---

以上